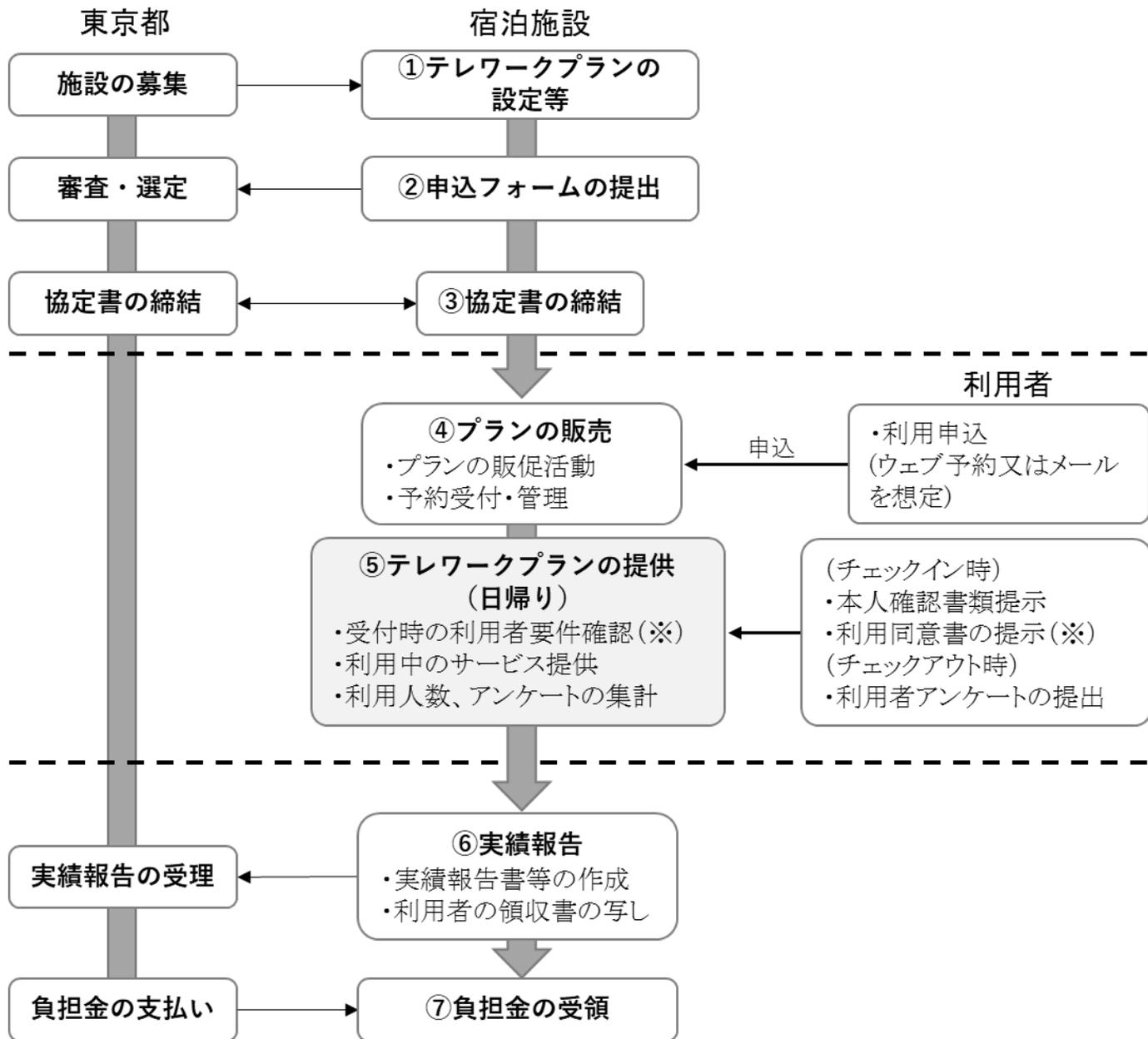


Ⅱ 事業の全体フロー



※注 利用同意書の扱いについて

- 本事業で提供する宿泊施設での勤務について、ご所属の企業等で承諾されているか確認いたします。
- ・利用者が個人事業主の場合、会社役員(非常勤)の場合不要
 - ・利用同意書は紙媒体だけでなく上長や人事担当者からのメールの写しやスマートフォン画面の提示などでも可。
 - ・上長や人事担当者の署名は電子署名、電子印鑑でも可